

最終更新日：2009年8月7日

株式会社三菱総合研究所

代表取締役社長 田中将介

問合せ先：経営管理部長 阿部和巳

証券コード：3636

<http://www.mri.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針は、社会価値、顧客価値、株主価値、社員価値の4つの価値の総体である「企業価値」を持続的に向上させるための活動が適正に実行されることを確保することを目的としております。

当社では、監査役会設置会社を採用し、また、取締役8名中4名を社外取締役、監査役5名中3名を社外監査役とすることで、「社外の視点」を積極的に経営に活かしております。具体的な業務執行は、取締役会の定めた経営の基本方針に基づいて執行役員が実施しております。業務執行については経営会議が決定することとしておりますが、重要事項決定にあたっては各種委員会を設置して事前にこれら委員会に諮問を行っております。

また、当社は傘下に重要な子会社である三菱総研 DCS 株式会社をはじめとする子会社、関連会社を有する企業グループとして、基本的な価値観や倫理観を共有するために、「行動規準」を制定し、この趣旨をグループ各社で共有しております。

「行動規準」

1. 多様で高度な専門性に基づき総合力を発揮し、高品質で創造的な成果を通じて社会に貢献する。
 2. 社会の持続的発展を目指して、地球環境に配慮した活動を行う。
 3. 常に社会的な説明責任を果たしうる公明正大な企業活動を行う。反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
 4. 第三者の知的財産権を尊重するとともに、当社の知的財産の積極的な形成・活用を図る。
 5. 法令、社内ルールを遵守するとともに、社会的規範も尊重する。
 6. 人権を尊重し、いかなる差別も行わず、偏見に与しない。
 7. 機密保持、情報管理を徹底し、社内情報ならびに社外から得た情報を適切に管理する。
 8. 公私を峻別し、特定の組織や個人のみを利する行動は厳に慎む。
 9. 社会人として礼節・見識をもって行動する。
- ◆ 上記行動規準に反する行為を看過しない。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事(株)	1,546,376	10.03
三菱電機(株)	1,165,000	7.55
三菱化学(株)	1,087,500	7.05
三菱重工業(株)	1,050,000	6.81
三菱マテリアル(株)	787,500	5.11
三菱地所(株)	787,500	5.11
麒麟ホールディングス(株)	787,500	5.11
(株)三菱東京UFJ銀行	731,874	4.75
三菱UFJ信託銀行(株)	723,374	4.69
明治安田生命保険(相)	671,000	4.35

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京(未定)
決算期	9月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
増田信行	他の会社の出身者				○				○	
岸 暁	他の会社の出身者				○				○	
榎原 稔	他の会社の出身者				○				○	
中村桂子	学者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
増田信行	三菱重工業(株)相談役	長年にわたる製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
岸 暁	(株)三菱東京UFJ銀行特別顧問	長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。
榎原 稔	三菱商事(株)相談役	長年にわたるグローバル企業の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。
中村桂子	日本たばこ産業(株)JT生命誌研究館館長	科学者としての高い学識と見識に基づき、現在、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

増田信行:

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち10回に出席し、製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

岸 暁:

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち10回に出席し、金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

榎原 稔:

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち10回に出席し、グローバル企業の経営者としての幅広い経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

中村桂子:

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち11回に出席し、科学者としての高い学識と見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

平成20年においては、監査役は会計監査人との会合を6回開催し、会計監査人の監査体制の確認、互いの監査計画の説明、会計監査等の実施状況ならびに報告の聴取等を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は監査室と原則として月2回の会合を開催し、内部監査体制の確認、互いの監査計画の説明、監査の進捗状況の説明等を実施しております。加えて監査役は内部監査結果の報告を随時受けており、平成20年には報告会は7回開催されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中野豊士	他の会社の出身者				○				○	
河野俊二	他の会社の出身者				○				○	
佐藤恭一	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中野豊士	三菱UFJ信託銀行(株)最高顧問	長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、現在、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。
河野俊二	東京海上日動火災保険(株)名誉顧問	長年にわたる損害保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、現在、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。
佐藤恭一	弁護士	長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い知識と経験を有し、現在、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

中野豊士:

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち9回出席、また、監査役会12回のうち10回に出席し、金融機関の

経営者としての豊富な経験と知見に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

河野俊二：

2008年9月期開催の取締役会11回(書面決議を除く)のうち9回出席、また、監査役会12回のうち9回に出席し、損害保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

佐藤恭一：

2007年12月就任以来、2008年9月期開催の取締役会9回(書面決議を除く)のうち9回出席、また、監査役会9回のうち9回に出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、不確定金額方式(会社法第361条第1項第2号)による、いわゆる「業績連動型報酬制度」は導入していませんが、業績とのリンクを強め、役職、業績、会社の持続的成長に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。なお、当社は平成19年12月14日より役員退職慰労金制度を廃止しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

(2008年9月期)

取締役の年間報酬 207百万円(うち社外取締役 23百万円)

監査役の年間報酬 60百万円(うち社外監査役 16百万円)

(注)1. 取締役報酬限度額(年額)は600百万円、監査役報酬限度額(年額)は120百万円となっております(2007年12月14日開催定時株主総会決議)。

2. 役員賞与はありません。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役に対しては経営管理部が、社外監査役に対しては監査役室がそれぞれ必要なサポート行っております。取締役会の開催に際しては、会議議案の事前説明、各種情報提供などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 会社の機関の内容

(1)取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役4名)で構成され、当社の経営の意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役4名のうち3名は他企業の経営の経験者、1名は研究機関の専門研究者であり、それぞれの立場・経験・知見に基づいた広い視野から経営の意思決定と、監視を可能とする体制を構築しております。

また、業務執行は執行役員13名を選任し、経営と執行を分離することにより、効率的で的確な意思決定と業務遂行責任の明確化を図っております。

(2)監査役会・監査役

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役は、株主総会や取締役会への出席、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等の法律上の権利行使のほか、常勤監査役が、経営会議や社内委員会等の重要な会議への出席や、内部監査結果の報告收受等を行うことにより、実効性のある監査を実施しております。

(3)経営会議・執行役員会議

経営会議は、取締役会長及び役付執行役員(社長、副社長、専務、常務)及び部門長で構成されており、原則として毎週水曜日に定例開催するほか、必要に応じて臨時開催しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。なお、経営会議には常勤監査役のうち1名が毎回参加し、モニタリングをしております。執行役員会議は、取締役会長、執行役員及び研究理事によって構成されており、原則として毎月1回定期開催しております。執行役員会議では、取締役会長は取締役会を代表して執行役員の業務執行状況を把握し、取締役会の指示、決定事項を執行役員に伝達し、社長執行役員は執行役員に経営の現状を説明するほか、各執行役員に必要な指示を行い、その他の執行役員、研究理事は、自己の業務執行又は遂行状況の報告を行っております。

(4)各種社内委員会

当社は、経営会議の諮問機関として各種社内委員会を設置しております。

経営戦略の構築、連結経営の基本方針、内部統制、ITガバナンス、研究開発、人事、懲戒、大型プロジェクトの受注等経営の重要事項については、役員等を委員長とするこれら社内委員会が十分に討議を尽くしたうえで、経営会議に付議することにより、透明性や牽制機能を確保するとともに、特定ラインのみによらない広い視野からの各種施策決定を可能としております。

(5)連結経営管理

当社は、重要な子会社である三菱総研 DCS 株式会社をはじめ子会社を有しております。企業グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保するため、「経営理念」、「行動規準」の趣旨の共有化を図り、徹底し、グループ各社については基本的に当社と同等の制度を導入しております。

これに加えて、特に重要な子会社である三菱総研 DCS 株式会社とは連結経営委員会を設置し、同社経営の重要事項については当社との事前協議を必要とする旨の経営管理に関する覚書を締結しております。また、当該子会社の経営状況については、当社の代表取締役が定期的に確認を行う体制を構築しております。

また、内部監査部門の業務監査により、グループ各社の業務の適正さを確保するとともに、内部通報・相談制度をグループ各社に適用し、法令違反不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査室(専任者7名)が担当しており、内部監査規則に従い、業務監査、会計監査、システム監査等を実施しております。監査室は、当社、子会社について、三菱総研 DCS 株式会社の監査室とも連携のうえで監査を実施しております。

当社の監査役監査は、監査役5名(常勤監査役2名、非常勤である社外監査役3名)が、監査役会規則、監査役監査基準の規定に従い、監査計画を策定し、書類の閲覧・重要会議への出席・ヒアリング等の手法により監査を実施しております。

なお、監査室、子会社監査室、監査役、子会社監査役、会計監査人間での緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど情報交換を積極的に行うことで、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 会計監査

当社の会計監査業務は、監査法人トーマツに所属する公認会計士が執行しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月第2金曜日に開催
その他	当社ホームページ上での招集通知の掲載を予定

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IRに関する部署（担当者）の設置	—	IR室を設置

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、常に社会的な説明責任を果たしうる公明正大な企業活動を行うため、CSR経営に積極的に取り組んでおります。具体的には、品質・環境・個人情報保護のマネジメントシステムを構築、運用しております。また、ITガバナンス・情報セキュリティの徹底にも取り組んでおります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動規準」を制定する。
- (2) 「取締役会規則」「コンプライアンスに係る規則」等各種社内規則の制定及び周知徹底を通じて、役職員が法令等を遵守するための体制を整備する。
- (3) コンプライアンスを所管する役員及び統括部署を設置し、各部署にコンプライアンス担当その他必要な人員配置を行い、使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
- (4) コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設ける。
- (5) 役職員の職務執行の適切性を検証するため、社長直轄の監査室を設置する。監査室は、内部監査規則に従い、必要に応じ、監査役及び監査法人との間で協力関係を構築し、効率的な内部監査を実施する。
- (6) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便益も供与せず、一切の関係を遮断し、そのために必要となる取引の防止及び対応に係る規程、組織等の整備を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会及び経営会議等の職務の執行に係る重要な文書の取り扱いは、取締役会規則、経営会議規則及び文書管理規程に従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施する。
- (2) 監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規則」を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- (2) リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロセスによって適切にリスクを管理するための委員会を設置する。
 - ・投融資や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会
 - ・大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会
 - ・コンプライアンスに関する委員会
 - ・情報システムの整備に関する委員会
- (3) 特に、ソリューション部門においては、SIプロジェクト標準手順を導入し、対象プロジェクトの事前チェック及びプロセスレビューを行うことで、システム開発を伴うSIプロジェクトのリスク管理を徹底する体制を整備する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は定時開催のほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さぬ体制を確保する。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、日常の職務遂行に際しては、職務権限規則、分掌規則等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (4) 経営目標の達成管理を適切に行うため、計数的な予実管理をはじめ個別施策の達成状況については継続的に検証し、その結果を反映する体制を整備する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ各社で「経営理念」「行動規準」の趣旨の共有を図り、徹底することにより、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。特に、重要な子会社である三菱総研DCS株式会社(以下「DCS」)とは連結経営委員会を設置する。

(2) DCSとは同社経営の重要事項については当社との事前協議を必要とする旨の経営管理契約を締結するとともに、DCSの経営状況については、代表取締役が定期的に確認を行う。

(3) 内部監査部門の業務監査により、グループ各社の業務の適正さを確保する。

(4) 内部通報・相談制度をグループ各社に適用し、法令違反不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。

(5) 当社及びグループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、当社の社会的な説明責任と公共的な使命を十分認識し、当社の株主や投資家をはじめとする利害関係者に対して公表する財務報告の信頼性を確保するとともに、財務報告の適正性を確保するための内部統制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を設置し監査役会の指揮のもとに置く。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事等当該使用人の独立性に関する事項については、監査役会の意向を尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役への報告事項は以下のとおりとする。

① 取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項

② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 内部監査の実施状況及びその結果

④ 重大な法令違反等

⑤ 内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容

⑥ その他監査役が報告を求める事項

(2) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査実施部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(2) 監査役が取締役会に出席し、常勤監査役が経営会議に出席するほか、投融資や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会及び大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会その他重要な社内の委員会にオブザーバーとして出席することにより、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供が可能な体制を構築する。

(3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力するものとする。

(4) その他、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規則及び監査役監査基準に定めのある事項を尊重する。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規則の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、内部統制システムに関する基本方針及び行動規準に定め、その具体的な内容を社内規則に定めております。

(2) 対応総括責任者、管轄部署、各部対応者

総括責任者をコンプライアンス担当役員とし、対応決定を行っております。また、管轄部署として、経営管理部（総務 G、法務 G、リスク管理 G）において、通報相談窓口、反社会的勢力との対応主担当、問題発生部署の対応支援等を行っております。

さらに、各部担当者をコンプライアンス担当とし、所属部署のモニタリング、管轄部署との連絡窓口を行っております。

(3) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、暴力追放相談センター、民暴対策弁護士、丸の内地区特殊暴力防止対策協議会会員等との連携をとりながら対応を進めます。

(4) 対応マニュアル・標準契約書式の整備状況

以下の点について取りまとめたマニュアルを作成しております。

- ・反社対応の心構えと社内体制
- ・反社の種類、特徴
- ・反社に 대응せざるを得なくなった場合の注意点 等

また、当社各標準契約書式に、反社会的勢力との関係が判明した場合の解約条項を追加しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【 参考資料：模式図 】

